



平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 塚 田 眞 人  
(コード番号：6879 東証第一部)  
問 合 わ せ 先 執 行 役 員 森 田 正 和  
企画部・経営管理部担当  
T E L 03-6741-5742

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 25 日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 44 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

平成 29 年 3 月 30 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、経営の迅速な意思決定を確保することを目的として、「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日  
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日

以 上

別紙

現行定款	変更後
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>(機関の設置)</p>	<p>(機関の設置)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p>	<p>第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。</p>
<p>〈新設〉</p>	<p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任)</p>	<p>(選任)</p>
<p>第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第18条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、</u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>2 〈条文省略〉</p>	<p>2 〈現行どおり〉</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第19条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>2 <u>任期満了前に退任した取締役の補欠</u>または増員により選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時まで</u>とする。</p>	<p>2 補欠または増員により選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、<u>他の在任取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期の満了すべき時までとする。</p>

現行定款	変更後
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>3 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>4 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>5 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役会)</p>	<p>(取締役会)</p>
<p>第 21 条      〈条文省略〉</p>	<p>第 21 条      〈現行どおり〉</p>
<p>2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</p>	<p>2 取締役会招集の通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</p>
<p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の<u>意思表示をし、監査役が異議を述べない時は、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>	<p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の<u>意思表示をした時は、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>
<p>4      〈条文省略〉</p>	<p>4      〈現行どおり〉</p>
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p>
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>第 23 条      取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更後
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第 23 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任)</u></p> <p>第 24 条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第 25 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第 26 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役 1 名以上を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会)</u></p> <p>第 27 条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。また、監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ずに監査役会を開催することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p>第 24 条 <u>監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。また、監査等委員全員の同意がある時は、招集の手続きを経ずに監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更後
<p>第6章 取締役、<u>監査役</u>および会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）、<u>監査役（監査役であった者を含む。）</u>および会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）、<u>監査役</u>および会計監査人との間に、法令が定める限度額の範囲で、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第6章 取締役および会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p><u>第25条</u> 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および会計監査人との間に、法令が定める限度額の範囲で、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第7章 計 算</p> <p><u>第29条</u> ～ &lt;条文省略&gt; <u>第33条</u></p>	<p>第7章 計 算</p> <p><u>第26条</u> ～ &lt;現行どおり&gt; <u>第30条</u></p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>附 則</u> (<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第1条</u> <u>当社は、第44回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>